機能に支障を生じる消防用設備等の代替措置に関すること

1 消防用設備等				
種類・区域	支障を生じる期間	代替措置の概要		
スプリンクラー設備 △階工事部分の全域	○月○日 ○○時○○分 ~○月○日 ○○時○○分	・消火器○○本増設(設置位置は、 別添え図面に記入する) ・屋内消火栓のホース増加 (△階2箇所各1本増設)		
自動火災報知設備	○月○日 ○○時○○分 ~○月○日 ○○時○○分	・感知器を仮設工事し機能確保 ・発信機の機能確保		
非常ベル、放送設備	○月○日 ○○時○○分 ~○月○日 ○○時○○分	・仮設工事により機能確保 ・携帯用拡声器の備えつけ		
誘導灯	○月○日 ○○時○○分 ~○月○日 ○○時○○分	・移設し、機能確保		
避難器具(緩降機) △階工事区域○側	○月○日 ○○時○○分 ~○月○日 ○○時○○分	・移設し、機能確保		

2

- 1 工事施工責任者及び警備員等による巡回の回数を増やす等、監視体制を強化する。(毎日〇時間ごとに巡回を実施する。)
- 2 機能を停止する消防用設備等・特殊消防用設備等の種類、停止時間及び停止部分は、必要最小限にする。
- 3 機能を停止する工事は、営業時間等以外の時間に行う。営業時間が昼夜にわたる場合は、昼間に工事を行う。
- 4 工事施工責任者は、防災センター等に工事内容(機能が停止する設備等)について、連絡を密にする。
- 5 工事終了後、工事施工責任者が点検を実施し、再度警備員等による点検を実施する。
- 6 機能を停止する場合は、消防機関と協議する。

管理の方法等

※別紙2

機能に支障を生じる避難施設等の代替措置に関すること				
1 避難施設及び非常用進入口等				
種類 • 区域	支障を生じる期間	代 替 措 置 の 概 要		
避難階段 工事部分の西側階段	○月○日 ○○時○○分~○月○日 ○○時○○分	・誘導灯を移設し、表示を変更 ・工事部分東側屋外階段へ避難誘導		
非常用進入口 建物西側 (外装改修工事に伴い足場を設 置するため)	○月○日 ○○時○○分 ~○月○日 ○○時○○分	・足場外部メッシュシート上に非常用進入口の表示をする。 ・防音パネル部分は、外部から開放できる常時閉鎖の開口部を設け、非常用進入口の表示をする。		
2				

火災発生危険等に対する対策に関すること

1 火気使用設備器具の状況及び火災の発生のおそれのある機械器具等					
種類・数量	使用場所	使用期間・時間	設 置 方 法		
電気溶接機 2 台	工事区域内	○月○日~○月○日	・使用の都度搬入し、可燃物のない不燃性床面に設置		
ガス溶断機 2 台	工事区域内	○月○日 ~○月○日			
トーチランプ 1台	工事区域内	○月○日 ~○月○日			
高速カッター 1 台	工事区域内	○月○日 ~○月○日			
電気サンダー 1 台	工事区域内	○月○日 ~○月○日			

2

- 1 使用する場合は、事前に防火管理者へ届出をし、承認を受ける。
- 2 器具等の使用前、使用後の点検を確実に実施する。
- 3 溶接、溶断作業等を行う場合は、火花が飛散する範囲内の可燃物を除去又は不燃性シート等による遮へいをしてから行う。
- 4 溶接、溶断作業等を行う場合は、近くに消火器等を配置する。
- 5 溶接、溶断作業等を行う場合は、監視員を配置する。
- 6 危険物及び可燃物の周辺では、火気を使用しない。
- 7 地震の際には、出火防止のため安全が確認できるまでは作業を中断する。

理の方法等

危険物品等の管理に関すること

1 危険物品等					
種類・数量	使用場所	使用期間・時間	堆積・設置方法等		
合成樹脂エナメル塗料 (第4類第3石油類)総量90 &	工事区域内	○月○日 ~○月○日	・一時保管場所に保管する。 ・使用する場合は、使用する量 を小出しにする。 ・工事現場内に不燃性の仮設の 囲いを設ける		
合成樹脂塗料用シンナー (第4類第2石油類)総量20 ℓ	工事区域内	○月○日 ~○月○日	・工事現場内に不燃性の仮設の囲いを設ける。		
カーペット等 20本	工事区域内	○月○日 ~○月○日 ○月○日	・現場内のコンクリート床面に 置く。 ・高積みしない。		
壁用クロス等 30本	工事区域内	~○月○日			

管理 の方法等

- 1 危険物品等は、工事現場内には常時保管しない。保管する場合は、施錠するなど管理を徹底 する。
- 2 塗料等の危険物を使用するときは、付近に火気及び火花を発するもの等がないことを確認し てから使用する。
- 3 一時保管場所には、取扱上の注意事項等及び取扱責任者を明示する。
- 4 一時保管場所には、消火器を設置する。
- 5 常に整理整頓する。
- 6 危険物使用中は、火気の使用及び喫煙は禁止する。
- 7 危険物使用中は、換気を行いながら作業を行う。
- 8 危険物品等を貯蔵又は取り扱う場合は、事前に防火管理者及び工事施工責任者へ届出をし、 承認を受ける。

2